明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

水道法施行規則	
第十五条第八項第一号の規定による書面での委託契約	
第十七条の二第二項（水道法第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合又は同法第二十四条の八第二項の規定により水道施設運営等事業を実施する場合において、当該業務の範囲内において、水道管理業務受託者又は水道施設運営権者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者又は水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。）並びに第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による記録	
（略）	

○

水道法施行規則	
	第十五条第八項第一号の規定による書面での委託契約
（略）	

▷

○厚生労働省令第五十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第十五項及び第百二十条、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第六項、第五十一条の三第九項、第六十一条の三第九項及び第二百四条、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法第五十一条の三第九項及び第二百四条並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第十一項及び第百六十六条の規定に基づき、国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（被保険者証の再交付及び返還）	（被保険者証の再交付及び返還）
第七条　世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。	**第七条**　世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。
一　次に掲げる事項	一　被保険者の氏名、性別、生年月日及び個人番号
イ　被保険者の氏名、性別及び生年月日	
ロ　被保険者の個人番号又は被保険者証の記号番号	
ハ　再交付申請の理由	二　再交付申請の理由
二　世帯主の氏名及び生年月日又は住所（以下この条において「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、次のいずれかに該当するもの	
イ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる書類	